処分の概要 受給資格等の認定

例 規 名 根拠条項

真岡市遺児手当支給条例 第5条第1項

**例 規 番 号** | 昭和44年条例第36号

# 【基準】

第2条、第3条及び第5条の規定による。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において「児童」とは、義務教育終了前(15歳に達した日の属する学年の末 日以前をいい、同日以後引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する場合に は、その在学する間を含む。)の者をいう。
- 2 この条例にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情 にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その 母と事実上婚姻と同様の事情にあった者を含むものとする。 (支給要件)
- 第3条 市は、日本国民であって、真岡市内に住所を有する次の各号に掲げる者に対し、遺 児手当(以下「手当」という。)を支給する。
  - (1) 父母の一方が死亡した児童を監護する当該児童の父又は母で現に配偶者を有しない 者
  - (2) 父母の一方が死亡した児童を父若しくは母が監護しない場合は、当該児童を養育(父 母以外の者が、その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することを いう。以下同じ。) する者又は当該児童を養育する者がいない場合は、当該児童のうち 年長の者
  - (3) 父母が死亡した児童を養育する者又は当該児童を養育する者がいない場合は、当該 児童のうち年長の者
- 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該 児童については、支給しない。
  - (1) 日本国民でないとき。
  - (2) 真岡市内に住所を有しないとき。
  - (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親に委託されているとき。
  - (4) 児童福祉法等に規定する児童福祉施設等のうち、市長の指定するものに入所又は入 院しているとき。

(認定)

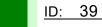
- 第5条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受け ようとするときは、その受給資格及び手当の額について、市長の認定を受けなければなら ない。
- 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当す るに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようと するときは、前項に規定する市長の認定を受けなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、栃木県内の他の市町村において手当(この条例の手当に相当 するものに限る。)の支給を受けていた者が転入(あらたに真岡市の区域内に住所を定める ことをいう。以下同じ。)をしたときは、第1項の規定による認定を受けたものとみなすこ とができる。

標準処理期間

60日

# 真岡市 条例適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	手当額の改定の認定
例 規 名根 拠条項	真岡市遺児手当支給条例 第7条第1項
例 規 番 号	昭和44年条例第36号

# 【基準】

第7条の規定による。

(手当の額の改定)

設定年月日

- 第7条 手当の支給を受けている者につき、あらたに監護し又は養育する児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき、認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。
- 2 手当の支給を受けている者につき、その監護し又は養育する児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。

標準処理期間	60日
備考	

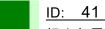
令和3年4月7日

最終変更年月日

年

月

日



処分の概要	未支払の手当の支給
例 規 名根 拠条項	真岡市遺児手当支給条例 第9条
例 規 番 号	昭和44年条例第36号

# 【基準】

第9条の規定による。

(未支払の手当)

第9条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、 まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者が監護し又は養育していた第 3条に定める支給要件に該当する児童にその未支払の手当を支払うことができる。

標準処理期間 30日

備考

処分の概要	償還払いによる助成
例 規 名根 拠条項	真岡市こども医療費助成条例 第5条
例 規 番 号	昭和47年条例第17号

# 【基準】

第3条及び第5条の規定による。

(助成対象者)

- 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する者(以下 「対象のこども」という。)の保護者のうち、市長が交付するこども医療費受給資格証を 有する者とする。
  - (1) 真岡市の区域内に住所を有するこども(国民健康保険法第116条の2の規定により他の 市町村が行う国民健康保険の被保険者となるこども及び生活保護法(昭和25年法律第144 号)による保護を受けているこどもを除く。)
  - (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により真岡市が行う国民健康保険の被保険者となるこども

(償還払いによる助成)

第5条	市長は、	前条た方	だし書のタ	規定にフ	かかわらっ	げ、県	:外の医療	療機関等	での受診	8その他	やむ
を得る	ない事由に	こより、	助成対象	者が一	部負担金	等を医	医療機関等	等に支払	った場合	合には、	助成
対象	者の申請は	こ基づき	、当該一	部負担	金等の額に	こ相当	する額を	・助成する	ろものと	する。	

標準処理期間	60日
備考	

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	日	

 処分の概要
 受給資格の登録
 例 規 名 根 拠 条 項
 原岡市こども医療費助成条例施行規則 第2条
 例 規 番 号 昭和47年規則第6号

### 【基準】

第2条、真岡市こども医療費助成条例第2条及び第3条の規定による。

(受給資格の登録)

第2条 条例第3条の規定によるこども医療費受給資格者証の交付を受けようとする者は、様式第1号のこども医療費受給資格登録申請書を市長に提出して、受給資格の登録を受けなければならない。

(定義)

- 第2条 この条例において「こども」とは、出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある者をいう。
- 2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こども を現に監護する者をいう。
- 3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。
  - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
  - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
  - (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
  - (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
  - (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
  - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- 4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。
- 5 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける 者が負担すべき額(付加給付があるときは、その額を控除した額)をいう。
- 6 この条例において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等のうち医療保険各法の規 定により保険給付を取り扱う者をいう。

(助成対象者)

- 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する者(以下 「対象のこども」という。)の保護者のうち、市長が交付するこども医療費受給資格証を 有する者とする。
  - (1) 真岡市の区域内に住所を有するこども(国民健康保険法第116条の2の規定により他の 市町村が行う国民健康保険の被保険者となるこども及び生活保護法(昭和25年法律第144 号)による保護を受けているこどもを除く。)
  - (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により真岡市が行う国民健康保険の被保険者となるこども

標準処理期間 1日

# 真岡市 条例適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	受給資格証の再交付
例 規 名根 拠条項	真岡市こども医療費助成条例施行規則 第3条第2項
例 規 番 号	昭和47年規則第6号

# 【基準】

第3条の規定による。

(受給資格証の交付)

- 第3条 市長は、前条の規定により登録した者に対し、こども医療費受給資格証(様式第2号)(以下「受給資格証」という。)を交付するものとする。
- 2 受給資格証を破損し、又は亡失したときは、こども医療費受給資格証再交付申請書(様式第3号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

標準処理期間	1日
備考	

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	 月	月	
------------------	---------	---	-------	---	--

処分の概要	医療費の助成
例 規 名根 拠条項	真岡市ひとり親家庭医療費助成条例 第4条第1項及び第3項
例 規 番 号	昭和49年条例第17号

# 【基準】

第3条から第5条までの規定による。

(助成対象者)

- 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)はひとり親家庭の親と子であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、 次のいずれかに該当する者のうち、受給資格者証に助成対象者として記載されている者と する。
  - (1) 真岡市の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。)
  - (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により真岡市が行う国民健康保険の被保険者となる者
  - (3) 真岡市に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する 法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険 者となる。

(助成)

- 第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、当該助成対象者が医療機関等に 支払った一部負担金等の額に相当する額を助成する。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額を助成対象者に代わって医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該助成対象者に対する助成を行ったものとみ なす。

(適用除外)

- 第5条 第3条の規定にかかわらず、受給資格者、助成対象者、扶養義務者又は受給資格者の 配偶者(婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同 じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは助成しない。
  - (1) 受給資格者の所得が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条又は第9条の2の 規定による支給制限に該当するとき。
  - (2) 扶養義務者又は受給資格者の配偶者の所得が、児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による支給制限に該当するとき。
  - (3) 助成対象者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)又はその他法令等による医療費の給付の全部を受けることができるとき。

標準処理期間	60日
備考	

処分の概要	受給資格者証の交付
例 規 名根 拠条項	真岡市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則 第4条
例 規 番 号	昭和49年規則第6号

#### 【基準】

第4条及び真岡市ひとり親家庭医療費助成条例第3条の規定による。

(受給資格者証の交付等)

第4条 市長は、前条の規定により申請した者が条例第3条に該当し、かつ、第5条に該当しないときは、当該申請者に様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。

(助成対象者)

- 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)はひとり親家庭の親と子であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、次のいずれかに該当する者のうち、受給資格者証に助成対象者として記載されている者とする。
  - (1) 真岡市の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。)
  - (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により真岡市が行う国民健康保険の被保険者となる者
  - (3) 真岡市に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する 法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険 者となる者

(適用除外)

- 第5条 第3条の規定にかかわらず、受給資格者、助成対象者、扶養義務者又は受給資格者の 配偶者(婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同 じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは助成しない。
  - (1) 受給資格者の所得が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条又は第9条の2の 規定による支給制限に該当するとき。
  - (2) 扶養義務者又は受給資格者の配偶者の所得が、児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による支給制限に該当するとき。
  - (3) 助成対象者が、生活保護法(昭和25年法律第144号)又はその他法令等による医療費の給付の全部を受けることができるとき。

標準処理期間	60日
備考	

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	日



処分の概要	受給資格者証の更新等
例 規 名根 拠条項	真岡市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則 第6条
例 規 番 号	昭和49年規則第6号

# 【基準】

第6条の規定による。

(受給資格者証の更新等)

- 第6条 受給資格者証の交付を受けている受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、様式第3号の更新申請書を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申請した者が条例第5条に該当しないときは、当該申請者に様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。
- 3 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、様式第4号による再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

標準処理期間	90日				
備考					
	_				
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	日



 処分の概要
 受給資格等の認定
 例 規 名 根 拠 条 項
 原岡市出産準備手当支給条例 第4条
 例 規 番 号
 平成19年条例第9号

# 【基準】

第2条及び第4条の規定による。

(支給要件)

第2条 市長は、真岡市内に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本 台帳に記載されている住所をいう。以下同じ。)を有し、妊娠15週を経過した者に対し、 手当を支給する。

(認定)

第4条 第2条に規定する手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)が手当 の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、市長の認定を受け なければならない。

標準処理期間

50日

備考

 処分の概要
 受給資格及び祝金の額の認定

 例 規 名 根 拠 条 項
 真岡市赤ちゃん誕生祝金支給条例 第4条

 例 規 番 号
 平成27年条例第25号

# 【基準】

第2条及び第4条の規定による。

(支給要件)

- 第2条 祝金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、真岡市内に 住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記載されている住 所をいう。以下同じ。)を有する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 出生の届により真岡市内に住所を有する新生児を出産した者又はその配偶者
  - (2) 新生児を監護及び養育している者

(認定)

第4条 受給資格者が、祝金の支給を受けようとするときは、その受給資格及び祝金の額について、市長の認定を受けなければならない。

**標準処理期間** 50 日 備考 |



処分の概要	利用の許可
例 規 名根 拠条項	真岡市子育て支援センター設置に関する条例施行規則 第5条
例 規 番 号	平成12年規則第12号

# 【基準】

第5条、真岡市子育て支援センター設置に関する条例第3条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。

(利用の申込)

第5条 センターを利用しようとする者は、利用許可申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(利用者)

第3条 センターを利用できる者は、市内に住所を有する者とする。ただし、市長がセンターの管理上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(公の施設の利用の制限)

- 第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。
- 2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要	使用の許可及び変更許可	
	真岡市真岡駅子ども広場の設置及び管理条例 第7条第1項及び第3項(第14条第 2項において読み替える場合を含む。)	
例 規 番 号	平成31年条例第7号	

# 【基準】

第7条、第11条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。

(使用の許可)

- 第7条 広場のうち、研修室を使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長の 許可を受けなければならない。
- 2 市長は、広場の管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件をつけることができる。
- 3 使用者が許可に係る事項を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用又は使用の制限)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の利用又は使用を制限することができる。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
  - (2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたとき。
  - (3) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあり、又はそのおそれのある組織若しくは団体に加入していると認めたとき。
  - (4) 施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めたとき。

(公の施設の利用の制限)

- 第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。
- 2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月		
DC /C   T /1   I	11/10 1 1 1 1 1	双心久又一门口		71	Н	



ID: 58

担当部署: 健康福祉部 こども家庭課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名根 拠条項	真岡市真岡駅子ども広場の設置及び管理条例 第9条
例 規 番 号	平成31年条例第7号

# 【基準】

第9条の規定による。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別な事由があると認めたときは、前条に定める使用料を減免することができる。

標準処理期間	3 目
--------	-----

<b>設 定 年 月 日</b>	最終変更年月日	年	 月	月	
------------------	---------	---	-------	---	--



\_\_\_\_\_ 担当部署: 健康福祉部 こども家庭課

処分の概要	使用料の還付承認
例 規 名根 換条項	真岡市真岡駅子ども広場の設置及び管理条例 第10条ただし書
例 規 番 号	平成31年条例第7号

# 【基準】

第10条の規定による。

(使用料の還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な事由があると認めたと きは、その全部又は一部を還付することができる。

標準処理期間	14日
--------	-----

処分の概要	医療費の助成
例 規 名根 拠条項	真岡市妊産婦医療費助成条例 第4条第1項
例 規 番 号	昭和48年条例第21号

# 【基準】

第3条及び第4条の規定による。

(助成対象者)

- 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する妊産婦のう ち、市長が交付する妊産婦医療費受給資格証を有する者とする。
  - (1) 真岡市の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)
  - (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により真岡市が行う国民健康保険の被保険者となる者

(助成)

- 第4条 市長は、助成対象者が第2条に規定する期間(他の市町村において母子保健法第15条 の規定による妊娠の届出をした助成対象者にあっては、本市に転入した日から出産した日 の属する月の翌月の末日までの間)内に受けた保険給付につき一部負担金等を支払った場合においては、当該支払額(附加給付等があるときは、その額を控除した額)に相当する額 を助成するものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、助成対象者が支払うべき一部負担金等を助成対象者に代って医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該助成対象者に対する助成を行ったものとみなす。

標準処理期間	60日
備考	



処分の概要	受給資格証の交付及び再交付
例 規 名根 拠条項	真岡市妊産婦医療費助成条例施行規則 第3条
例 規 番 号	昭和48年規則第10号

# 【基準】

第3条及び真岡市妊産婦医療費助成条例第3条の規定による。

(受給資格証の交付等)

- 第3条 市長は、前条の規定により申請した者が条例第3条各号に該当する妊産婦であるときは、当該申請者に様式第2号による妊産婦医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)を交付するものとする。
- 2 助成対象者が、受給資格証を汚損し、又は亡失したときは、様式第3号による申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(助成対象者)

- 第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する妊産婦のう ち、市長が交付する妊産婦医療費受給資格証を有する者とする。
  - (1) 真岡市の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)
  - (2) 国民健康保険法第116条の2の規定により真岡市が行う国民健康保険の被保険者となる者

標準処理期間	1日
備考	

設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年	月	 日	
DC /C   T /1   I	11/10 1 1 1 1 1	双心久又十八日		71	Н	